

Title	太平洋問題調査会 (IPR) と移民問題 (二・完) : 第一回ハワイ会議を中心として
Sub Title	The Institute of Pacific Relations (IPR) and the immigration problem : with the focus on the first Hawaii Conference (2. End)
Author	片桐, 庸夫 (Katagiri, Nobuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.7 (1985. 7) ,p.26- 44
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850728-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

太平洋問題調査会（IPR）と移民問題（二・完）

—— 第一回ハワイ会議を中心として ——

片 桐 庸 夫

問題の所在

第一章 日本IPRの基本姿勢

第二章 移民問題をめぐる四つの立場……（以上前号）

第三章 移民問題討議……（以下本号）

結 論

第三章 移民問題討議

1

移民問題に関する討議は、会議第三日目の七月三日午後よりパウアヒ・ホールにおいて開始された。まず全体討議において、各国の移民政策についての説明が各国グループの代表者からなされた。日本側は、移民問

題に関して自国の置かれた立場およびその主張を各国グループに訴え、その理解を得ること、また排日移民法成立後も例外的にアメリカへの入国を許可されている日本人の取扱いについて日本人が不便を感じている問題に対する理解を得ることを主眼としていた。

頭本元貞は「日本の移民政策」と題する声明を用意し、その無差別的原则を次のように強調した。⁽¹⁾ (要旨)

移民問題に関して、日本は一方で移民を送り出しながら、他方においてはこれを受け入れている両様の利害関係を有する国の一つである。

日本の移民政策は、すこぶる単純である。所謂「門戸開放主義」であつて、何等差別待遇がない。移民に関する規定は一切内務省令(一九一八年一月公布、一九二二年、一九二四年に修正)によつて規定され、該省令第一条により次の項に該当する者は上陸を禁じられている。

- 一、外国旅行券または国籍証明書を所持せざる者。
 - 二、帝国の利益に対して敵意ある行動を取る怖ある者、および敵国の利益のために働く者。
 - 三、社会の秩序を紊乱し、または社会の道徳を腐敗させる怖ある者。
 - 四、浮浪または乞食の習性のある者。
 - 五、各種伝染病に感染した者、および公衆衛生の立場より見て危険な疾病を有する者。
 - 六、白痴、廢疾者、無産者、および社会の庇護を要する怖ある者。
- 右の条項に触れない外国人はみな入国を許され、どこにおいていかなる職務職業に従事することができる。人種の相違によつて何等の差別を行わないということは、世間周知の事実である。
- これに対する唯一の例外は、現在では中国人労働者である。現行条約によれば、日本人は中国において開港場以外の用地に住することを許されていない。従つて、對抗措置として中国人も日本において条約上こうした権利を認められていないのである。しかしながら、實際上日本はさらにすすんでこうした権利を与える態度をとっている。一八九九年の勅令三五〇号により、日本政府は労働者以外の中国人に対し自由居住の権利を自発的に付与し、労働者だけは開港場以外の地に働くこうとする場合、知事

の許可を受けねばならないこととした。しかも、この場合の労働者とは、僕婢、料理人、給士を含まないのである。

各国の声明が発表された後、ただちに活発な討議が開始された。その中で注目すべきことは、アメリカ本土グループの会員の見解が日本グループの場合とは対照的であったことである。たとえば、アメリカ本土グループの一員で排日運動推進の一翼を担っていたカルフォルニア州労働連盟書記のシャレンバーグ (Paul Scharenberg) は、アメリカの新移民法の成立に対し日本がどう感じているかを熟知しながらも、アメリカ議会による本法の修正は法の威信からして困難との論拠をたてに、差別的移民法を支持した。これに対し、サンフランシスコ商工会議所副会頭のリンチ (Robert N. Lynch) が応戦し、移民法を早晩どうにかしなければならぬこと、この移民法についてはアメリカ各都市の商工会議所、教会、大学はまったく不賛成であって、また各新聞社も本法がもう少し寛大に制定されなかったのかとの意見である旨を主張したことに示されている。⁽²⁾

ついでながら、リンチはまた、移民の受け入れは生活標準を高くするととの観点から、白豪主義の下に東洋移民の入国を禁止しているオーストラリアを批判している。これには、オーストラリアの会員も一言も発しえなかったとのことである。⁽³⁾

夜に入ると、四円卓に分かれ、太平洋における移民問題の法律のおよび政治的考察、人種的考察、文化のおよび宗教的考察、そして経済的考察と同問題についての比較研究をなすべく各々の異なる観点からの討議研究を行った。これらの円卓のうち、第一回ハワイ会議の主要課題である日米間の移民問題については、既に述べたように、計四回開かれた移民問題の法律のおよび政治的考察の円卓会議〔議長ホール (H. Duncan Hall)：以下、法政円卓会議と略す〕において主に討議研究が行われたことから、次に本円卓会議における日本とアメリカ本土両グループ間の討議を中心にみていくこととしたい。

法政円卓会議では、初めの三回の会議において太平洋諸国の現行移民法、同施行細則および当局の取扱い方を分析し、各国の移民法に共通すると思われる根本原則を突きとめることを目的とした。⁽⁴⁾

その過程で討議の主な対象とされたのは、国際法と国家主権との間に生ずる権力の分立をめぐる問題であった。

中国グループの会員は、この討議の中で、世界は人類共同の所有物であり、移動の権利は自然権、住居を変更する権利は天賦の人権である、いかなる国民も、他の国民が使用しえ、また使用することを必要とする土地を不使用のまま持っていることは正当でない旨を主張した。⁽⁵⁾ それは、アメリカ本土グループが国家主権を盾として国家の移民受け入れ規制を適当と認める立場と真向から対立するものであった。これら両グループの立場は、換言するならば、すべての国家に認められるべき移住の権利と国内における人口組成分子を決定する国家の権利をめぐる問題であったわけである。

それに対して、日本グループの立場は、アメリカ本土と中国グループ双方の主張の間にあったといえる。それは、いみじくも当時の東西両洋関係において占めていた日本の位置を示す一つの具体例といえるのではないであろうか。

さて、七月四日、この日はアメリカの独立記念日にあたっていたことから、会議は午前中休会とされた。そのため、午後から開かれた法政円卓会議に出席し意見を求められた高柳は、頭本に続いて日本の立場を説明すべく「何故日本の自由主義者は米国新移民法を難ずるのか」について、現実主義的立場に立脚しつつ、移民を制限する「主権」の存在を認めるが、その制限を適用するにあたって人類の利害と欲求を熟慮し、徒らに他民族の欲望を制止するようなことを望まない、と極めて明確にその立場を陳述したのである。⁽⁶⁾

高柳の右陳述に対しては、ただちにアメリカ本土グループの会員の間から反駁がなされた。その主旨は、高柳の言

説が理想論であつて、現実性に欠けるといふものであつた。これに対して高柳は、理想論との反駁を排し、仮に理想論であれば「主権」は無視されねばならない、国際法と移民法とにより論じたものが何故に非実際であるのか、世界平和の見地から事物を解決するには、一方に大理想を有してそれを標準となし、それに向つて進まなくてはならない旨を答えた。

右の論戦の様子は、アメリカ本土側の会員の間においても喝采を博し、高柳の所論を印刷の上配布を望むとの要望が多数寄せられたほどであつた。⁽⁷⁾ この論戦の中で注目すべきことは、クラーク大教授のブレイクスリー (George H. Blakeslee) が新移民法について、アメリカ東部の大学関係有識者、公平な新聞、および宗教家は皆ほとんどが強く同法の立法に反対であると述べながらも、実際問題としては、同じ有識者の多くがただちに同法に対する反対運動ないしは改訂運動をおこすことは却つて不得策であると考えている旨を述べている点であらう。⁽⁸⁾

七月六日昼の法政円卓会議において、高柳は、一九二四年の排日移民法に対しなぜ日本人が憤慨するかを日本における自由主義思想の勃興と関連付けながら説明するために、本法案がアメリカ議會を通過した当時の日本国内の社会的空気について「日本は何故米国籍移民法を憤るや」と題し、次のように陳述して日本の立場の説明を試みた。⁽⁹⁾ (要旨)

日本国民の思想、生活に対して与えた欧州大戦の最も著しい感化は自由主義的、人道的思想の勃興であつた。大戦以来、ドイツ帝国主義を論ずる T・ローズヴェルト (Theodore Roosevelt)、ロイド・ジョージ (Lloyd George) 等の言論は、日本国民の熱誠をもつて受容れるところとなつた。ウイilson (Woodrow Wilson) の一四カ条は、思慮ある日本国民の心に深い感銘を与へた。自由思想は、新渡戸稲造、吉野作造、尾崎行雄などの人々によつて宣伝された。普通選挙法の施行は、自由主義思潮の具体的発表である。刑事裁判における陪審制度の採用は、自由思想の賜である。行政当局において従来の官僚的精神は頓に消え失せ、これに代つて、行政機関は主として国民の利益のために存在しているという新精神が抬頭した。裁判所の判決も人道主義、自由主義に賛成するよう変更しつつある証拠をみる事ができる。外交方針については、ワシントン會議と精神を一にしている。

これを換言すれば、内治外交方針の改訂されたという事実はいかに今日日本において自由主義的、人道的精神が勃興しつつあ

るかを実証する証拠の一つである。

このような気風が一般に普及しつつあった際、意外にも米国の新移民法が通過した。吾々にとっては実に爆弾が投下されたのであった。米国はつねに国際的正義公平の闘士であると信じていた吾々にとっては、これは大失望であった。吾々は移民法を分解してみたが、その排斥条項が日本人を目的としているという事については一抹の疑念を挿む余地もなかった。

幣原外相は、移民制限の自主権が国家に存在することを認めしたが、もしその自主権が外国の当然なる自尊心を無視し、もしくは、国際間の諒解、あるいは一般社会の慣例を無視して施行された場合、事件は、当然、外交的商議および修正を必要とするに至ると語った。

丁度、財産権が絶対的なもので無く、社会統制の下に動かされることの出来るように、また、隣人に対してあまりに暴慢無礼な仕打をした時には「権利の悪用」という場合が生ずるように、国家自主権も友好国民の感情を重んじて、よく法律的ならずとも道徳的に行使すべきものであると吾々自由主義者は感じた。

高柳は、こうした形で日本の立場を説明した上で、七月八日午前の第四回法政円卓会議の席上において次の「移民政策の進歩改善に関する私案」(いわゆる高柳私案)を発表し、日本グループによる移民問題解決のための提言を行った。^⑩

移住の欲求は人間の本性である。それは、移住の「自然権」と名付くことを得る。根本論としては、一団の人が先占の理由によって、新来者を拒絶する権利を有するやいなや疑問である。しかし、我々は、利己的な現実的な世界をありのままに受け入れて、ただこれより生ずる弊害を緩和する実際的な手段を講ずるほかない。従って、仮に移民を規律する主権なるものが存在するという前提のもとに議論を進めたい。

移民に関する国家主権の行使にあたって、自国民のみならず他国民の欲求を不当に制限せず、他国民または他人種の感情または感性を所謂主権の極端な主張によって害すべきでないことを主張せんとするのである。この広い見方からして、太平洋に面する諸国の移民政策が向うべき方針について考察を試みんとするのである。移民入国の許可条件に関して、下の諸原則を提議せんとするものである。

一、入国許可の条件、または基準は、客観的かつ公開的たるべきこと。

二、国家平等の原則を無視せざること。

三、これらの条件、または基準の行使は、規則的たるべくして専断的たるべからざること。

四、人種、または国籍の区別によって差別待遇をなざざること。

五、これらの条件、または規準は年令、健康、教育、品性、資産等の個人的資格に基づくべきこと。

既に入国を許可された移民の権利義務に関しては、一面先住者の最小限度の経済的福利が無数の移民者の渡米、または安価な労働の自殺的競争によって脅かれないという欲求を顧慮しなければならない。ただし、他方において、移民が額に汗して自己の運命を開拓することのできるような公平な情況におかれることを必要としている。これら二つの要求を調節して、私は以下の提議を行いたい。

一、移民……は先住者と等しき公平な経済的および社会的取扱が与えられねばならない。

二、移民は、同一程度の賃金を受くべきであって、これによって労働市場の均衡が不当に攪乱させられることを防止すべきこと。

三、その社会における労働条件の設定維持に協力することを許されること。

四、経済的、社会的に公平な待遇を受ける代償として、移民はなるべくその社会一般の生活情況に同化すること。

五、新移民に対して与えられるべき政治上の権利に就ては、異なった方面から観察する必要がある。すなわち

(1) 移民者が一時的滞在を行う意志である場合には、……政治に関与することを許されるべきではない。二重忠誠は、望ましくない現象である。

(2) ただし、移民者が永久に滞在する意志である場合には、……市民としての資格を獲得する道を容易にしなければならぬ。

最後に同化について一言述べることをお許し願いたい。根本論としては、国家は移民者がその好む文化を選択する権利を拒否する道徳上の権利を持っていない。しかし他方において、国家が外国人を居住させるためには、ある程度の同化（すなわちその社会慣習に対する尊敬と服従）が望ましいことである。従って、私は次のように提議したい。

一、移民を受け入れる国家は、同化を妨ぐような行為を行わないこと、同化を容易にするような積極的手段を講ずること。

二、移民者は、個別の学校団体などとともに孤立的生活をしないこと。また移民を送り出す国家は、移民者がそうした方向に向うことを助長しないこと。

以上の諸原則は、将来よりよい移民政策への基準となるべきものである事を信じている。

右のいわゆる高柳私案は、人種の相連の存在や異なる人種が入り混ることから生ずる弊害をまず認めるといふ現実主義的立場に立脚しつつ、主権は一定の原則に基づいて行使される必要があること、アメリカが日本人に帰化不能外国人というレッテルをはり、排日移民法第一三条C項によって日本人を差別待遇していることを念頭に置きながら、人種、国籍による差別待遇の不当性を述べたこと、既に移民した者の利益擁護を訴えたことなど、全体として公正かつバランスのとれたものであった。従って、本私案は高い評価を得、第一回ハワイ会議中に提出された諸種のペーパーの中で最も学術的にして、かつ重要なものの一つとして深く会員の注意を喚起することができたのである。⁽¹¹⁾

しかし、これまでにみた澤柳の声明をはじめとして頭本、高柳らを通じて試みられた日本グループの移民問題をめぐる説明が参加各国会員の注目を集めえたのは、それだけの理由に基づくものではない。全体的にみて、日本グループを除く各IPRは、会議に臨むにあたって事前の研究が十分であったとはいえず、また日本に関する知識や理解に欠ける点が少なくなかった。彼らは、アメリカの排日移民法に対してなぜ日本人が憤るのかを充分に理解してはいなかったのである。⁽¹²⁾

3

これまでにみた第四回法政円卓会議に続いて、午前中に開かれた「太平洋における政治的諸問題」を統一テーマとする円卓会議の中では、「太平洋諸国における在留外人の待遇」について討議された。ここでは、世界のどこにも居住する機会の権利と入国者決定の権利という相矛盾する権利をいかに調和するかが議論された。その中で、オーストラ

リア、カナダ、中国、日本、ニュージーランド、アメリカ本土のグループ代表は、各々の国の移民法を朗読し、同法に関する比較の試みがなされた。そして、引続いて法律上の諸点についての詳しい討議が、左記の四点を念頭に置きながら行われたのである。⁽¹³⁾

- (イ) 一般外人の法律上の権利なき事項
- (ロ) 人種、国籍を異にする在留外人間に行はれる差別待遇
- (ハ) 左の三項の区別
 - (一) 国家の与へる差別待遇
 - (二) 州又は市の与へる差別待遇
 - (三) 社会的風俗習慣の与へる差別待遇
- (ニ) 左の諸点の区別
 - (一) 立法的差別待遇
 - 法令、法律による差別待遇、行政上の差別待遇
 - (二) 官使の行為に現れた差別待遇（法律上の規定無き）

その結果、在留外人待遇の現状を把握すべく、①居住並びに旅行に関する法律規定、②土地所有に関する法律規定、③市民権に関する法律規定、以上の三項目からなる表を作成することで意見の一致をみた。かくて作られたのが次の表である。⁽¹⁴⁾

太平洋諸国に於ける在留外人待遇法一覧

国	居住、旅行、其の他の制限	土地所有其の他の特権	市民権
オーストラリア	各国民平等 入国を許可されたる外国人は市民と同等の	アジア人に対して制限あり。 国外に生れたる者には、疾病、老齢年金の	各国民とも市民となる権あり。 選挙権、四州に於ては制限なく、一州に於

太平洋問題調査会 (IPR) と移民問題 (2・完)

<p>ニュージーランド</p> <p>各国民平等</p>	<p>朝鮮</p> <p>各国民平等</p>	<p>日本</p> <p>但し、無条約国及び非互惠条約国の労働者を除く。 中国人労働者は、特定の地に特殊の条件下に、渡来居留を許さる。</p>	<p>ハワイ</p> <p>各国民平等</p>	<p>中国</p> <p>外国人の大部分は、自国法律の適用を受く。租借地に対しては旅行券の必要なし。内地に入るには旅行券を要す。其の他の点に於ては平等。</p>	<p>カナダ</p> <p>各国民平等 入国を許可されたる外国人は市民と同等の待遇を受く。</p>	<p>待遇を受く。</p>
<p>所有権差支なし。 アジア人は、老齢年金の権利なし。</p>	<p>日本と同様 (但し不利益なる条約尚多少残存す)。</p>	<p>平等 所有権に差支なし。 天皇は土地所有権を認めざる国の人民に対して所有権を附与せずとの勅令を發布し得。</p>	<p>特殊職業に従事するもの (教師、軍人等) を除きて平等。 市民のみ、公共事業に従事する権あり。</p>	<p>土地所有権なし。 宣教師団は借地権あり。 外国人は、中国人の名義にて所有するを得。永代租借を認む。</p>	<p>英国民以外は汽船会社の株を所有し得ず。 日本人漁業者認可に制限あり。 中国人は木材業に従事するを得ず。</p>	<p>権利なし。 NSW州に於ては、黄金発掘権、王地借用権なし。 或る種職業は、従事するを得ず。工業所有権に制限あり。</p>
<p>帰化権平等 (中国人は、小額の手数料を納む) 出生により市民となる。</p>	<p>日本と同様。</p>	<p>外国人の子女は外国人。 帰化権差別なし。帰化法に従ひて許可す。</p>	<p>アメリカと同様。</p>	<p>各国民とも帰化権あり、在留三年以上操行善良を条件とす。 外国人の子女は、父の国籍に従ふ。</p>	<p>出生又は帰化によりて。 ブリテイッシュ・コロンビアは、日本人、中国人、ヒンズー、及び、インド人に選挙権を与へず。カナダに於て出生したる場合に於ても与へず。</p>	<p>ては制限あり。 出生によりて市民権生ず。 外国人の妻、欧州人、インド人の場合権利あり、中国人権利なし。</p>

<p>フィリピン</p>	<p>各国民平等</p>	<p>公有地権以外は平等。 他国の法律に対して相互的規定を与ふ。 鉱山権は、アメリカ国民、フィリピン市民に限らる。</p>	<p>帰化法、アメリカと同じ。 出生によりて市民権生ず（フィリピン人は東洋人なれど、他の東洋人を帰化せしむる事能はず）。 （フィリピン人はアメリカ国民なれど、陸海軍に軍務するにあらざればアメリカ本土に於て帰化するを得ず）</p>
<p>アメリカ</p>	<p>一定の国法なし。 平等を認むれど各州多少取扱方を異にす。 法律上、平等。 （黒人に対して不平等あり）</p>	<p>州法によって決定す。 土地所有権、商業、就学上、多少の制限あり。 （但し黒人は外国人にあらず、アメリカ市民なり）</p>	<p>出生によりて市民となる。 白人及び黒人のみ帰化権あり。 （日本人、中国人、ヒンヅ、フィリピン人は、帰化権なし、帰化権なき外国人に嫁したる婦人は市民権を失ふ）</p>

本円卓の討議および在留外人待遇法一覽表の作成を通じて、太平洋諸国における次の事実が明らかにされた。⁽¹⁵⁾

- (一) 外国人の居住および旅行に対しては、ほとんど差別待遇のないこと。
- (二) 多くの国々が細かい専門的理由から多少の差別待遇を行っていること。
- (三) カナダ、アメリカ、フィリピンでは、国内で生れた者に市民権を付与していること。アメリカとフィリピンを除く諸国は、実際上はともかく、各々の法律の規定に適應するすべての外国人に帰化権を認めていること。アメリカとフィリピンでは、今日アジア人の帰化は不可能なこと。

これらの三点に基づいて、人種的偏見、集团的海外移住、帰化権、二重国籍、同化の意義といった問題の存在が提起されたのである。そして、これらの問題の解決方法として、同化問題の研究を行うこと、帰化に関する法律の基礎を個人に置き、その市民となるに適するや否やによって定めるように改めること、二重国籍を撤廃すること、人種的偏見に基づく差別待遇をできるだけ除去すること、アメリカ太平洋岸で行われたような人種調査を行うことなどが考

えられた。⁽¹⁶⁾

こうした移民問題に関するいわば全般的問題の研究討議、およびその解決策の模索を行った後の全体討議において中心的位置を占めたのは、次の二つの問題であった。⁽¹⁷⁾

(イ) 自国民を海外に移住させる権利

(一) 白人種は、如何なる処にも移住する権利ありとの原則に従ったが如く見える点がある。

(二) 然るに、彼等は、地理上の表面の大部分を領収した今日、白人以外の人種を排斥し、移民を制限する権利ありと云ふ事を主張している。

(ロ) 移民が他国に定住し、其の国の市民となった後にも、尚、彼等の母国が彼等に対して興味を感じ、又、其の子孫が出生国の市民たるにも係らず、尚之に興味を有すること。

その理由は、日本とアメリカ本土グループの関心がこれら二つの問題に寄せられていたことによる。

4

これまでにみた円卓討議や全体討議における研究討議を通じて、東洋人の土地所有および帰化を法文上明記することによって禁じている国は、アメリカとその属領であるフィリピンだけであることが明らかにされた。換言すれば、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドも東洋人に対して実際上差別待遇を行つてはいるが、法文として東洋人に対する差別の明記されている国はアメリカだけで、そうした意味で、アメリカの法律が東洋人に対し最も苛酷に制定されていることが会員に認識されたのである。⁽¹⁸⁾

この点との関連でいえば、アメリカとオーストラリア、カナダ、ニュージーランドとの間には移民政策の基本的性格をめぐって格別の差がなかったにもかかわらず、日本側が差別待遇を明文化した移民法を持つアメリカだけを専ら

問題にしたことは、日本側の移民問題に対する基本姿勢を象徴しているとも理解できよう。

それはともかく、討議研究の過程における日本とアメリカ本土の両グループ間の討議の中で示されたように、主権に関して二つの異なる見解の存在することが明らかにされたのである。第一の見解は、「主権は、現在の国際社会に於ては正式に之を制限し得ない事を認めるが、同時に、之等の主権実施に対して速かに何等かの条件を制定する必要がある事」⁽¹⁹⁾を主張し、第二のそれは、「現在の立法制度の認めない曖昧な道徳的権利を肯定して国家の主権を制限する如き計画に対して警戒を与へねばならぬ」⁽²⁰⁾というものであった。

右の二つの見解の対峙する中で、ニュージージーランドの代表がアメリカ本土グループの主張を「時代に遅れている旧思想を固持して新しい世界の大勢を観ていない」⁽²¹⁾と否定的にとらえ、日本グループの見解を支持したことに示されるように、あたかも会場が法廷と化し、日本代表が原告、アメリカ本土代表が被告、オーストラリア、ニュージージーランド、フィリピンの代表が証人、その他の代表が陪審員といった状況が生れ、アメリカ本土代表が孤立するかのような観を呈するに至ったことは注目に値しよう。⁽²²⁾

その結果、日本グループが第一回ハワイ会議に臨むに際して主眼とした目的は、一応達成されたこととみることができ。なぜなら、「被告」の立場に置かれたアメリカ本土グループの会員が、依然として見解の相違はあるものの、総じてアメリカ議会会のおかした誤りを正していくために努力を払う意向に傾いたからである。⁽²³⁾それは、日本グループにとっては大きな成果といえることであつた。

ただし、討議の結果がただちに採決されるようなことはなかった。その理由は、IPR本来の主旨が討議から安易に結論を導き出すことを避け、むしろ討議結果をその後の討議研究の土台として生かしていこうとしていたことによる。

従つて、本円卓の結論ともいふべきことは、現行の移民法およびその施行方法をさらに調査する必要性について意

見の一致が得られたこと、そして次の三点を記録に留めることが合意されたことである。⁽²⁴⁾

- 一、本調査会は、移民法及び之が実施後の影響につき比較研究をする事。
- 二、移民法を共通原則に基づいて規定し、制限条件及び実施方法とともに画一を期する事。
- 三、移民法制定に当り、内容よりも制定の態度が重大な関係を有する事。

かくて、第一回ハワイ会議における移民問題討議は、最初から意図されていたように、他の討議同様、格別の決議や結論をだすことなく終了した。既にみたように、日本グループの会議に臨むに際しての意図は、澤柳、頭本、高柳といった会員の努力によって一応達成された。そのことは、次のような事例にもみることができる。たとえば、シャレンパークが会議終了後にサンフランシスコにおいて会議を新外交、民間外交として評価しながら、太平洋を囲む幾千万の諸人種がどのようなことを考えているかといった問題について一層明瞭に理解できたと語り、以後排日的主張を緩めたこと。⁽²⁵⁾ カリフォルニアの共和党婦人連合会において、チェスター・ローウェル (Chester Lowell) とパーカー・マドックス (Parker Maddux) が、今や太平洋は漸次縮小され、最早両人種を疎隔する障壁でなく彼らを近接させる橋であるにもかかわらず、白色人種は有色人種に対し障壁を設けていると主張するに至ったこと。⁽²⁶⁾ さらに、リンチが、移民問題の取扱いは最も困難な問題の一つであるにもかかわらず、各国の代表はいずれも各自の社会的、生理的、政治的、および経済的方面よりこの問題を論じ、いずれも“憤慨”を緩和し、同時に相互の見解を了解した。アメリカにおける重大問題の一つは、国民一般がこれらの問題に対しほとんど無知なことであり、今後は同会議を通して同情をもって友好精神と教育により諸問題の平和的解決に努力しなければならぬと語っていること、⁽²⁷⁾ などである。

以上から総じていえることは、リンチがいみじくも述べているように、移民問題の根底にはアメリカ側の無知という問題が存在するということである。本問題については、第一回ハワイ会議においてIPRの基本的性格、すなわち、

あくまでも個人の資格で参加した民間人が自由主義的雰囲気の中で討議研究し、互いに啓発し合うという教育的効果が一部発揮されたとみることができるのである。

(1) Masato Zumoto, "Japan's Immigration Policy" *Institute of Pacific Relations*, vol. 1, pp. 231-232 参照。頭本元貞「日本の移民政策」、澤柳、前掲書、三三三—三三四頁イシ参照。

(2) 阪口生「太平洋会議秘録」(日)『日布時事』一九二五年七月一七日付参照。また、ヘイソン・J・トリート(Payson J. Treat)も、七月四日の移民問題の種類の考察を加える円卓会議に提出した「アメリカにおける東洋移民の沿革」の中で、次のように述べている。曰く、「カリフォルニアの人々は、一九二〇年において、カリフォルニア州における日本人男子人口は、一九一〇年のそれよりも減少したという事実をほとんど知らなかった。また、日本人の人口増は主として婦人、およびアメリカ生れの、すなわち国法によればアメリカ市民たる子供達であるということをもほとんど知らなかった。この単純な数字を、何等の分析も行なわなかったために、紳士協約の代りに国法を制定すべしという要求が現れるようになった。

私の考えるところでは、新移民法は、日本人を排斥する点からみて不必要であり、また、制限法としては、紳士協約よりも不利である。また、過去約二〇年間、カリフォルニア州においてこの問題を研究したものと、私は、一般に流布している日本人に関する陳述の大部分は、直接に日本人から得る実際の証拠とは非常に相違しているということを感じる」と。
Payson J. Treat, "American Law in Regard to Immigration, Land Ownership and Citizenship" *Institute of Pacific Relations*, vol. 1, pp. 217-220 参照。ヘイソン・J・トリート「アメリカにおける東洋移民の沿革」、澤柳、前掲書、三四四—三四五頁イシ参照。

(3) 阪口「太平洋会議秘録」四一九二五年七月一八日付参照。

(4) H. Duncan Hall, "Legal and Political Aspects of Immigration" *Institute of Pacific Relations*, vol. 1, p. 253 参照。H. ダンカン・ホール「移民問題の法的政治的考究」、澤柳、前掲書、三一八頁イシ参照。

(5) こうした中国グループ会員の発言の代表的例としては、Ta Chen, "Chinese Immigration in the Pacific" *Institute of Pacific Relations*, vol. 1, p. 229 参照。陳達「太平洋における支那移民」、澤柳、前掲書、三四七頁イシ参照。

(6) 阪口「太平洋会議秘録」四一九二五年七月一八日付参照。

(7) 同右参照。

- (8) 澤柳・前掲書、二〇〇ページ参照。
- (9) Kenzo Takayanagi, "Why Japan Resents the American Immigration Law" *Institute of Pacific Relations*, vol. 1, pp. 233-234 参照。高柳賢三「日本は何故米國移民法を憤る乎」、澤柳・前掲書、三二一—三二七ページ参照。
- (10) Kenzo Takayanagi, "A Suggestion for More Enlightened Immigration and Emigration Policies" *Institute of Pacific Relations*, vol. 1, pp. 268-270 参照。高柳賢三「より善き移民政策の提唱」、澤柳・前掲書、三二七—三三一ページ参照。
- (11) 澤柳・前掲書、二二—二三ページ参照。
- (12) この点について高柳は、この問題に対する日本側の微妙な社会心理的背景を知り、今さらながら驚く人も少なからずいたほどで、殊に日本における人格主義的傾向、自由主義的傾向、国際主義といった説明は彼らに耳新しく響いた形跡があると述べている。高柳賢三「移民問題と太平洋の平和」『改造』一九二五年二月号、三九ページ参照。
- (13) K.C. Leebriek, "Legal Facts Regarding Treatment of Resident Aliens in Pacific Countries" *Institute of Pacific Relations*, vol. 1, pp. 84-85 参照。K.C. リーブリック「太平洋諸国に於ける在留外人待遇問題」、澤柳・前掲書、三八七—三九〇ページ参照。
- (14) Charts prepared by the Round Table on "Legal Facts Regarding Treatment of Resident Aliens in Pacific Countries" *Institute of Pacific Relations*, vol. 1, pp. 86-94, 「太平洋諸国に於ける在留外人待遇法一覽」、澤柳・前掲書、四〇〇—四〇二ページ参照。
- (15) Leebriek, *op. cit.*, p. 84, リーブリック、前掲書、三八八—三八九ページ参照。
- (16) *Ibid.*, pp. 84-85 参照。同右書、三八九—三九〇ページ参照。
- (17) *Ibid.*, p. 85, 同右書、三九〇ページ。
- (18) オーストラリアは書取試験(ディクテーション・テスト)、カナダは紳士協約、ニュージーランドは許可制度(パーミット・システム)といった方法を各々採用していた。
- (19) Hall, *op. cit.*, p. 253, ホール、前掲書、三二三—三二四ページ。
- (20) *Ibid.* 同右書。
- (21) 阪口「太平洋會議秘録」(一九二五年七月一日付)。
- (22) この件については、阪口「太平洋會議秘録」(一九二五年七月一日付)、および高柳「移民問題と太平洋の平和」二九頁

イジ参照。

(23) そのことは、以下のような発言によって示されよう。たとえば宗教関係者は、差別待遇は重大な道德問題、良心の問題である。従って、差別条項を撤廃し、日本人を歩合主義によって入国させるよう大々的な運動を開始し、もしかりにこの事業が失敗に終るとしても、日本国民に向つてアメリカ国民の真意あるところを示すことが義務であると説いている。シャレンパークに代表される労働組合関係者は、東洋移民の許可に反対である。しかし、移民問題が解決済みとするならば、現にカリフォルニア州に在在する日本人に対する差別的立法を漸次廃止するように努力する旨を語っている。また大学関係者は、差別条項が不都合であることを認めるが、その撤廃運動はかえつて排日運動を再燃させることになり、日米関係を悪化させることになると考へる。従つて、差別条項をそのままとし、運用方法を変更し、不必要な入国の障害を除去するよう努力することが日本に好意を示す最も賢明な方法であると述べている。高柳「移民問題と太平洋の平和」三九一—四〇〇ページ参照。

(24) ホール、前掲書、三二四—三二五ページ。なお Hall, *op. cit.* には、この部分の記述はない。その理由は不明である。

(25) *San Francisco Daily News*, August 4, 1925.

(26) *San Francisco Illustrated Daily Herald*, August 6, 1925.

(27) *San Francisco Business*, August 14, 1925.

結 論

一九二五年七月、二週間にわたつて開かれた I P R 第一回ハワイ会議においては、移民問題、就中日米間の移民問題が主要な関心事であつた。この問題は、その性格からして、政治的・法律的側面の討議研究に最も時間が割かれることになつたのである。

日本グループにとつての移民問題とは、人種に基づく公然たる差別を示す排日移民法、とりわけその第一三条C項の人種差別条項撤廃にはかならなかつた。そのような意味で、中国グループのような国家主権を否定し、移民を天賦の権利とする立場とは大きく異なつていた。また、オーストラリア、カナダ、そしてニュージーランドの各グループ

の立場に対しては、不満は残るにしても、日本人の自尊心を正面から傷つけるものではなかったことから、まだしも容認できる性格のもののみなしたのである。

さらに右の諸国は、基本的には無差別的姿勢をとりながらも、いかに相手国との摩擦を回避しつつ効果的な移民政策を遂行するかという点に強く神経を使っていた。こうした事情から、右の三グループもまた、アメリカのような立法措置に基づく公然たるやり方には同意できなかったのである。

「太平洋における政治的諸問題」討議の円卓会議において「太平洋諸国における外人待遇法」の一欄表が作成されたことは、このような各国の移民問題に対する政治的、法律的立場の微妙な相違を具体的に明らかにする契機となった。そのことから直接的に生じたことであるが、日米間の移民問題をめぐって日本グループが原告、アメリカ本土グループが被告、その他のグループが証人や陪審員という様相を呈するに至る素地がここにあったといえる。

他方、日本グループは、討議研究の場において排日移民法の第一三条C項の撤廃までも要求することは賢明な策と考えていなかった。そもそも日本グループは、排日移民法を日本国内ではどう受けとめ、そして感じているかといった日本の立場を国際的な場において発言する機会が得られるとの観点から、洪澤らを中心として第一回ハワイ会議への参加を決意したのであった。

日本グループの移民問題に対する基本姿勢は、朝野をあげて一致していることであるが、移住を目的とするものが自由に第三国に入国する権利を主張、もしくは要求する意図はないが、自尊心を傷つけられる差別待遇を受けることに対しては抗議するということであった。

そうした日本の置かれた立場を参加各グループに訴え、理解を求めめる努力は、まず澤柳の声明、頭本の「日本の移民政策」、高柳の「何故日本の自由主義者は米國新移民法を難ずるのか」、「日本は何故米國新移民法を憤るや」、そして「移民政策の進歩改善に関する私案」といった主張によって、日本の自由主義的傾向や日本の移民政策の開放性

格を訴えることを中心とし、さらには、宿舍や食堂といった会議場以外の場における会員相互間の歓談などの機会をとらえても払われた。

右の努力は、アメリカ本土グループが総じて日本の事情についての勉強不足のために移民問題に対する理解を欠いていたことから、いわば教育効果を發揮することになったのである。また、日本グループとは対照的に、移民問題をめぐってアメリカ本土グループの中では見解の一致がみられなかったことも、日本の立場への理解を深めさせる一因になったといえる。ただし、IPRの理念からして、移民問題の討議の結果が採決されるようなことはなかった。従って、見方によっては、会議の結果について不足を感じるむきもあるかも知れない。だが、日本グループにしてみれば、会議に臨むに際しての所期の目的を一応達成しえたと評価することができる。

最後に、これまでみてきたところから察するに、その後の一九三〇年代における日米関係の悪化という国際環境が生じなかったならば、アメリカにおいて次第に排日移民法第一三条C項の人種差別的原則撤廃を求める声がアメリカ本土グループ会員を中心として高まったことは確実である。その結果、ついにはアメリカ政府や議会を動かす日を迎えることができたようにも思われる。